3	0.25以上0.50未満												
4	0.50以上0.75未満												
5	0.75以上2.50未満												
6	2.50以上10.00未満												
7	10.00以上100.00未満												
8	100.00（デフォルト）												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	（略）												
…													
	（略）												
合計（全てのポートフォリオ）													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、⑷中堅中小企業向けエクスポージャー、⑸特定貸付債権、⑹株式等エクスポージャー（ＰＤ/ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑺購入債権（事業法人等向け）、⑻購入債権（リテール向け）、⑼適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑽居住用不動産向けエクスポージャー及び⑾その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。⑴から⑶までのポートフォリオ区分及び⑷から⑾までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c　購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

d　先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。

e　自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用したＰＤ推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「ＰＤ区分」に割り当てること（「ＰＤ区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。

f　イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。